

共同募金助成事業標示要領

社会福祉法人山梨県共同募金会

共同募金による助成金は、地域福祉の向上のために県民の皆様から広く寄せられた寄付を財源としています。

共同募金がどのように活用され、身近な福祉向上に役立っているかを寄付者の皆様にお伝えしていくため、助成を受けられた施設団体においては積極的な周知広報に努めていただくようお願いします。

1 標示する内容

「赤い羽根共同募金」の文字、及びロゴマーク又は赤い羽根のイラストを使用してください。

2 標示の方法

(1) 備品等の整備に対する助成

整備した物品の大きさや形などを考慮し、目に付きやすい場所に次の方法により表示してください。

- ①山梨県共同募金会が作成した助成シールを貼付する。
シールは無料で配付します。



- ②シールの貼付が難しい場合は、物品に直接ペイント書きするか、白色の亚克力板等にペイント書きし、掲示する。

【記載例】

- ・この〇〇は、令和〇年度赤い羽根共同募金の助成金で整備しました。
- ・(物品名)：令和〇年度赤い羽根共同募金助成

(2) 施設の改修等に対する助成

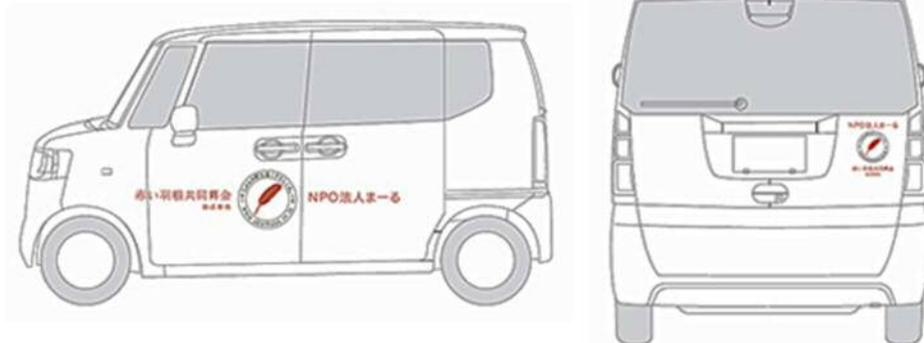
該当箇所の見やすい場所、又は建物の玄関付近に山梨県共同募金会が作成した掲示板（有料）を掲示してください。



(3) 車両の購入に対する助成

車体の両側と後部の計3か所に、指定のロゴと文字をペイントしていただく（ペイント代は助成対象経費に含む）か、又は、山梨県共同募金会が作成した車両用ステッカーを貼ってください。

（ペイントの標示例）

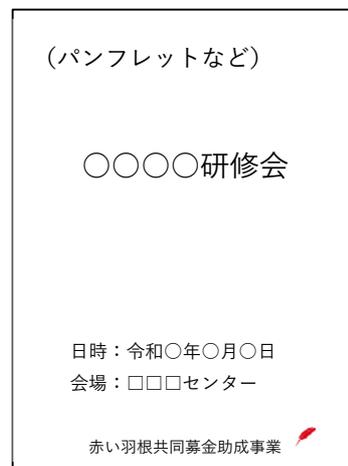
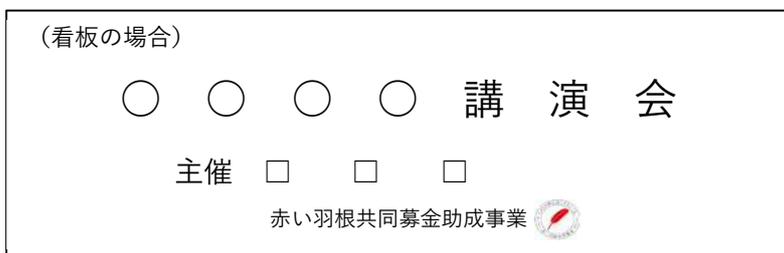


(4) 研修会やイベントなどの行事、印刷物に対する助成

関係者への周知だけでなく広く共同募金の助成事業であることを知ってもらうため、開催通知やポスター、ちらし、広報紙やホームページ等により広報するとともに、会場で共同募金の助成を受けて実施している旨を紹介してください。

特に、チラシやポスター、事業を実施する際の看板や配付するパンフレット等については、共同募金の助成事業であることを明記してください。

広報紙や冊子などの印刷物に対する助成も同様です。



【記載例】

- ・赤い羽根共同募金助成事業
- ・この〇〇は共同募金の助成を受けて実施しています。
- ・この〇〇は共同募金の助成を受けて作成しています。

(5) 施設団体における周知

施設団体が作成する事業報告、決算書等には、共同募金の助成事業であることがわかるよう「共同募金助成事業」、「赤い羽根共同募金助成事業」等と記載してください。

3 留意事項

助成標示は助成金を交付決定する際の条件の一つになっています。

助成を受けた施設団体が標示を怠った場合には、助成決定の取り消しや助成金の返還を求められることがありますので、適切な標示に努めてください。